

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」および「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（案）」についての意見

ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）
東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2F
TEL:03-3816-2911（出版労連） FAX:03-6369-4182

はじめに

ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）は、出版・WEB 業界で働くフリーランスの労働組合です。ライター、編集者、校正者、デザイナー、イラストレーター、漫画家などが加入しています。

政府・関係省庁においては、フリーランス法の成立に伴い、政令、法律施行規則や指針についての検討を進められてきたことに、フリーランス保護を求めてきた労働組合として、感謝します。

そのうえで、今回定めようとする標記の 2 案に対する意見、要望ならびに疑問点を述べたいと思います。なお、「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（案）」については、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（案）」についての意見と同様の意見であることを付記しておきます。

【「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」について】

■「2 政令案の概要」の（1）禁止行為の対象となる期間（第 1 条関係）

○政令で定める期間は、「一月」となっているが、「2 日」または「3 日」とするよう要望する。

- ・本来は、すべての取引において遵守されるべきと考えているが、始期と終期があることに鑑みて「2 日」または「3 日」とした。
- ・本法第 5 条は、フリーランス法の中核をなす条項である。この条項が適用されない取引が多数生まれるようになれば、フリーランス法制定の意義が半減する。また、雇用労働者については、日雇い労働やスポット労働であっても労働法が適用される。これとの均衡から考えても、短納期の取引についても、本法のこの条項が適用されるべきであると考ええる。

■「2 政令案の概要」の（3）育児介護等の配慮、解除等の予告の対象となる期間（第 3 条関係）

○政令で定める期間は「六月」となっている。これは妥当だと考える。

以上

【特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（案）」について】

《全体についての意見》

■フリーランス法が特定受託事業者（以下、フリーランス）の定義を大きく広げたことは歓迎する。だが、「業務委託契約」を結んで働く人の中には、実態が労働者に該当する人たちが少なからずいると思われる。本法の附帯決議 18 で示されたように、実態が労働者である人については「フリーランス保護」の枠組みではなく、労働関連法令が適用されることを、指針や今後作成されるであろうパンフレットなどに記載し、注意喚起をしてほしい。

■フリーランス法の「目的」（第 1 条）は、「受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため」となっている。しかし、この目的にそぐわない条項が散見される。これにつ

いては、以下で具体的に指摘するが、この「目的」の実現という視点での指針作りや行政対応（運用）を要望する。

- フリーランス法に定められたことが、取引条件の引き下げに使われることのないよう、要所に釘を刺す規定を入れてほしい。例えば、従来は納品後 1 カ月後に報酬支払いがなされていたのを、60 日後に変更するなどの不利益な変更が行われないよう対処が必要である。
- 出版・WEB 業界のフリーランスは、「就業者」と「著作権者」の両方の顔を持っている。本「法律の考え方（案）」においても「著作権」について触れている部分が多々あり、おおむね妥当な記述であると考え。ただ、実際の契約締結や取引の場面では、発注者とフリーランスとの間には権力勾配があることに留意し、著作権法の趣旨が阻却されることのないように、著作者としての権利がきちんと守られるように、という視点での指針作りや行政対応（運用）が望まれる。とりわけ、「著作者人格権」は本「法律の考え方（案）」には出てこないが、著作者の命や尊厳にかかわる権利である。こうした点にも配慮した対応を要望する。

《「法律の考え方（案）」に沿った意見》

第 1 部 定義

■「1 特定受託事業者」(P.3)

○《全体についての意見》の 1 つ目の■を参照のこと。

■「4 特定業務委託事業者」(P.6)

○従業員を使用する個人と、法人（民間企業）を対象としているが、自治体など行政機関は、「特定業務委託事業者」に当たるのだろうか。私たちは、今自治体史の編さん事業に関してトラブルを抱えているが、近年は、各種パンフレットやポスター、イメージキャラクターの制作、WEB の制作などを自治体から請けることも増えている。行政機関も特定業務委託事業者に当たる場合があるかどうか、回答を求めたい。仮に当たらない場合も、行政機関は法律を率先して守る立場にあることを明記してほしい。

第 2 部 特定業務委託事業者に係る取引の適正化

第 1 業務委託事業者に求められる事項

■「1 給付の内容などの明示等」の「(2) 直ちに」(P.7)

○「一切の遅れを許さない」と明記されたことを歓迎する。契約書や発注書が、仕事を始めてしばらくしてから提示されることも多い。このようなケースも違反となることを周知徹底してほしい。

■1の(3)の「ウ 給付の内容」(P.8)

○知的財産権（以下、著作権と読み替える）を自らに譲渡・許諾させる場合は、『給付の内容』の一部として、著作権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある」となっている。このように、「給付の内容」の明示項目に、著作権に関する項目を含めたことは歓迎する。

○ただし、あらかじめ「著作権譲渡」と「著作者人格権不行使」の条項の入った契約書を提示されることがよくある。業務委託事業者とフリーランスとの力関係に差がある中で、仕事を請けたいと思っているフリーランスはこの契約書を拒否することは難しい。このようなトラブルが多発していることに対して注意喚起をするとともに、トラブル防止対策を講じてほしい。

- トラブル防止対策の一つとして、著作権にかかわらず、提示された契約書や発注書について、気軽に相談できる相談窓口をつくってはどうか。フリーランストラブル110番の中に、「契約書相談窓口」を設けるのがよいと思うので、検討してほしい。
- また、「著作者人格権不行使」の条項を契約書に軽々に入れることのないように、指針等に明記してほしい。理由は、《全体についての意見》の4つ目の■に書いたとおりである。これを入れる場合は、委託事業者がその必要性を説明したうえで、フリーランスの合意（「真の」合意であることが必要）を得なければならないことを明記してほしい。

■1の(3)の「キ 報酬の額」の「(イ) 知的財産権の譲渡・許諾がある場合」(P.10)

- 「著作権の譲渡・許諾に係る対価を報酬に加える必要がある」と明記されたことは歓迎する。留意点等は、上記に同じ。

第2 特定業務委託事業者に求められる事項

■「1 報酬の支払期日等」(P18)

- 「受領から60日以内のできる限り短い期間内」となっているが、従来の取引条件の引き下げとにならないよう釘を刺す規定を入れてほしい。再委託の場合も同様。

■「2 特定業務委託事業者の遵守事項」(P.25)

- フリーランス法第5条「特定業務委託事業者の遵守事項」の対象になるのは、1カ月以上継続して取引のあるものとなっているが、「2日」または「3日」とするよう要望する。理由等は、上記【「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令(案)」について】を参照のこと。

■2の(2)の「イ 報酬の減額の禁止」(P.30～)

- 「(イ)『報酬の額を減ずること』に該当する具体例」の②に「消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと」が入っていることは歓迎する。免税業者に対して、消費税分の報酬減額を提案するトラブルが多発している。ここに書かれた内容を周知徹底してほしい。
- 「(イ)『報酬の額を減ずること』に該当する具体例」の⑦に「客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に、不要品の対価に相当する額を報酬額から差し引くこと」が入っていることも歓迎する。雑誌の記事原稿等が出版社の意向(市況変化など)により掲載されないというようなトラブルが起こっている。その場合も契約に基づいた報酬は支払うべきである。ここに書かれた内容を周知徹底してほしい。

■2の(2)の「エ 買ったたきの禁止」(P.33～)

- 「買ったたき」とは、「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること」とされている。フリーランス法成立時には「著しく低い報酬」とは何か不明確だったところ、(ア)に「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額」とはどういうものか明記されたことは歓迎する。とりわけ、その中で「②当該給付に係る主なコストの著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた報酬の額」も「著しく低い報酬」に該当するとされたことは、朗報である。ここに書かれた内容を、委託事業者、フリーランス双方に周知徹底してほしい。
- また、(ウ)で買ったたきに該当する恐れがある具体例が記載されたことも歓迎する。具体例の

⑧には、「著作権の対価について、フリーランスと協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること」も買ったときに該当すると書かれていることも歓迎する。

■ 2の(2)の「カ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止」(P. 36～)

○「(ウ) 知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合」においても、著作権を有する情報成果物について、「収益を配分しない、収益の配分割合を一方的に定める、フリーランスによる二次利用を制限するなど」も、不当な経済上の利益の提供要請に該当するとなっている。著作権（特に財産権）は、「買ったときの禁止」と「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」の条項で守られることが明らかになったことは、歓迎する。課題として「著作者人格権」をどのように位置づけるのかが残る。

■ 2の(2)の「キ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止」(P. 38～)

- 「(ア) 給付の内容を変更」では、「給付の内容を変更させる」には「業務委託を取り消すこと（契約の解除）も含まれる」と明記されている。フリーランス法第 16 条には「解除等の予告」がある。国会での審議では「契約解除については合理的理由が必要」との記載を求めたが、実現せず、「解除等の予告」と「解除理由の開示」だけにとどまった。
- ここでいう「業務委託を取り消すこと（契約の解除）が不当な給付内容の変更に当たる」とは、「合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その契約解除はしてはならない」と解してもよいのか、回答を求めたい。

第 3 部 特定受託業務従事者の就業環境の整備

※「1 募集情報の的確な表示」「2 妊娠、出産もしくは育児又は介護に対する配慮」「3 業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等」については、別紙「特定受託募集情報の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（案）」で述べる。

■ 「4 解除等の予告」(P. 41～)

- フリーランス法に契約解除・不更新時の 30 日前予告と、解除理由の開示（フリーランスが請求した場合）が定められたことは一歩前進である。しかし、「契約解除や不更新には合理的理由が必要」が盛り込まれなかったことは、残念である。
- 《全体への意見》でも書いたが、「受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため」というフリーランス法制定の「目的」に照らしても、合理的理由のない「解約」を規制することの重要性は誰の目にも明らかである。継続的な取引をしていたフリーランスが、(1カ月前通告があったとしても) 契約解除されることによってどれほどの経済的打撃を受けるかを想像してほしい。雇用労働者と違って、失業給付を受けることもできない。また、出版ネットへの相談でも、契約解除・不更新の相談は報酬不払いに次いで多い。こうした状況を直視し、対応することを求める。
- 条文に盛り込むのは本法見直し時を待つしかないが、指針などで対応できるところから取り組みを進めてほしいと考えている。

■ 「4 解除等の予告」の「(6) 理由開示の例外事由」(P. 47)

○「ア 第三者の利益を害する恐れがある場合」、契約解除理由を開示しなくてもよいと書かれているが、これはどのようなケースを想定しているのか、明らかにしてほしい。

以上